

■ 道路指定申請等要領

改正 令和3年4月1日

法第42条第1項第5号

1 申請の時期

法第42条第1項第5号に規定する道（以下「指定道路」という。）に係る築造計画の設計が完了し、かつ、指定道に関する築造工事（宅地の造成を含む。）に着手するまでの間

2 市町の経由

市町を経由する

3 申請に要する図書及び書類

1) 規則第9条に規定する図面等

- ・申請書(正) (副) (県規則様式第14号)
- ・付近見取図、地籍図 (いずれも県規則様式第15号でよい。)

2) 県規則第14条第1項第2号に掲げる図書

- ・道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物に関する登記事項証明書 (原則として、着工指示日から起算して3箇月以内のもの)

3) その他知事が特に必要と認める図書

- ・承諾書により承諾をした経緯を示す図書 (承諾をした者の連絡先 (電話番号、電子メールアドレス等) を記載したものに限る。)
- ・承諾書により承諾をした者に係る印鑑証明書 (原則として、受付日から起算して3箇月以内のもの) 又はその写し
- ・道路となる土地の所有者又はその土地若しくはその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者以外の者が道路の管理者となる者である場合にあつては、道路の管理者となる者であることを証する書面 (道路の維持管理契約書の写し等)
- ・代理人による申請にあつては、委任状又はその写し
- ・公有水面等が指定道路に含まれる場合にあつては、その使用許可書等の写し
- ・県規則様式第15号により作成した図書の写し

4 申請書等の記載上の注意

1) 申請書 (県規則様式第14号)

- ① 地域・地区は都市計画法による用途地域等を記入
- ② 団地面積は、指定道路面積及び指定道路に係る一団の土地の面積を記入
- ③ 指定道路の延長は、幅員別に記入 (県規則様式第15号も同じ。)

2) 承諾書及び図面 (県規則様式第15号)

承諾書の「権利の種類」欄は、土地及びその土地内の建築物又は工作物について該当する権利 (所有権、借地権等) をそれぞれ記入

また、図面には①から④までを記載し、方位は一致させる

① 付近見取図

方位、目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を記載し、申請に係る指定道路の位置を朱書き等により明確にする

② 字限図

図面に字限図を記載するとともに、それを交付をした機関等の名称、交付年月日並びにそれを転写した者の住所及び氏名を記入する

③ 道路図（道路位置図）

- ・指定道路に係る一団の土地の外周線及びその周辺の状況等を明記
- ・地番、権利の種類及び権利を有する者の氏名を記入
- ・接続道路の種類、幅員を記入
- ・縮尺は、原則として、1/200又は1/300とする

④ 標準断面図

- ・横断断面とし、縦方向に勾配がある時は、縦断断面も記入し、縮尺は、原則として、1/20又は1/30とする
- ・排水施設構造図の縮尺は1/20又は1/30とする
- ・指定道路又は当該道路に係る敷地に崖又は高低差のある場合は、擁壁等の断面を記載

5 その他の事項

既存の道路と通行上一体となるように計画する

6 計画及び申請における留意事項

- 1) 指定道路に係る基準は、令第144条の4及び「建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱」による
- 2) 現地調査を行い、接続道路、排水先、崖の有無を確認する
- 3) 崖のある場合は、建築基準条例第2条について十分検討する
- 4) 申請地が農地である場合は、その転用許可見込みについて検討する
- 5) 指定道路は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等を原則とする

7 着工指示

特定行政庁は、申請に係る築造計画が支障ないと認めた場合、申請者に対して工事に着手するよう、口頭により指示をする

8 指定の時期等

申請者は、築造工事が完了したときは道路築造工事完了届（県規則様式第15号の2）を提出し、完了検査を受けなければならない（県規則第14条第2項）

特定行政庁は、完了検査をした場合において、申請に係る指定道路が基準に適合することを認めたときは、当該検査後に当該道路の位置を指定する（県規則第14条第3項）